

平成二十八年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

平成二十八年十一月十五日（火曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	信貴	良太
二	番	西哲	史
三	番	上村	太一
四	番	吉川	敏文
五	番	弘瀬	源悟
六	番	前田	敏
七	番	村岡	均
八	番	吉田	稔弘
九	番	竹田	孝吏
十	番	中藤	大助
十一	番	池添	義春
十二	番	山本	一男
十三	番	篠本	雄嗣
十四	番	大束	真司
十五	番	服部	敏男
十六	番	名手	宏樹
十七	番	鶴田	将良
十八	番	樽井	佳代子
十九	番	福田	英彦
二十	番	岡本	光
二十一	番	久保田	和典
二十二	番	森田	典博
二十三	番	松尾	典武
二十四	番	小原	達朗
二十五	番	欠	員
二十六	番	重光	俊則
二十七	番		
二十八	番		

二十九番 長尾 義和
三十番 欠 員

○欠席議員

九番 真利 一朗
二十一番 野原 修

○説明のため出席した者

企業	長	竹山	修身
副企業	長	清水	豊
技術長兼事業管理部長兼計画課長		松本	要一
理事兼経営管理部長兼総務課長		吉田	景司
経営管理部企画課長		松本	竜三
経営管理部財務課長		横山	亨
経営管理部広域連携課長		辻	敏之
事業管理部事業推進課長		東野	宗丈
事業管理部事業推進課参事		徳本	道則
事業管理部契約検査課長		谷野	聡
事業管理部管財課長		鶴飼	和雅
代表 監査委員		荻野	朝弘
監査委員 事務局長		高平	嘉二

○職務のため出席した者

議会議務局長	高平	嘉二
議会議務局書記	昼馬	靖史
議会議務局書記	尾崎	元伸
議会議務局書記	岸田	友海
議会議務局書記	山蔭	啓介

第二 会期決定の件
第三 諸般の報告

(当選議員の報告・紹介)

(定期監査結果報告、例月現金出納検査結果報告)

(説明者の通知)

第四 当選議員の議席の指定

第五 副議長の選挙

第六 第一号議案 平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件

第一号報告 平成二十七年大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

第二号報告 平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

第三号報告 平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

不足比率報告の件

第七 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

(清水副企業長説明)

第七 一般質問

○議事日程

第一 会議録署名議員の指名

午後一時 開会

○吉田議長 ただいまより平成二十八年十一月定例会を開会いたします。

○吉田議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十八年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会の提出議案につきましては、剰余金処分に係る議決案件一件、平成二十七年年度の決算に関する報告三件でございます。後ほど御説明いたしますので、御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

さて、近年、これまでにない被害をもたらす自然災害が多く発生いたしております。本年におきましても、四月の熊本地震や、八月に東北地方と北海道を襲った台風十号では大規模な断水が発生するなど、水道施設においても甚大な被害が発生いたしました。また、つい先日鳥取県中部で最大震度六弱の地震が発生するなど、さまざまな災害に対する備えの重要性を強く認識しているところでございます。

言うまでもなく、我々水道事業者の第一の使命は、安全で安心な水を安定的に住民の皆様にお届けすることとでございます。当企業団では、中期経営計画に基づき、パイパス送水管や系統連絡管の整備、既存施設の更新・耐震化を行っているところでございますが、引

き続き地震を始めとする災害に強い水道づくりに着実に進めてまいりたいと考えております。

これからも、住民の命・生活に直結するライフラインである水道を守り続けるため、しっかりと企業団経営を行ってまいりますので、議員の皆様方におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく御願いいたします。

○吉田議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○吉田議長 本日の会議を開きます。

○吉田議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、弘瀬源悟議員及び前田敏議員を指名いたします。

○吉田議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○吉田議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○吉田議長 まず、当選議員報告の件であります。

○吉田議長 九月三十日付で名手宏樹議員が、十月二十七日付で服部敏男議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。

○吉田議長 この際、当選議員を紹介いたします。

名手宏樹議員でございます。

服部敏男議員でございます。

○服部議員 和泉市の服部です。どうぞよろしく御願いします。

○吉田議長 以上で御紹介は終わりました。

○吉田議長 監査委員の定期監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○吉田議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○吉田議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○吉田議長 日程第五、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することと決定いたしました。

○吉田議長 副議長に名手宏樹議員を指名いたします。

○吉田議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました名手宏樹議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田議長 御異議なしと認めます。よって、名手宏樹議員が副議長に当選されました。

○吉田議長 ただいまより、名手宏樹議員の副議長就任の御挨拶があります。

名手宏樹議員。

(名手宏樹議員登壇)

○名手議員 副議長就任に際しまして御挨拶を申し上げます。

このたび、皆様の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長に就任させていただくことになりました。また、名手宏樹でございます。

吉田議長のもと、議員各位の御支援を賜り、竹山企業長を始めとする理事の皆さんの御協力をいただき、微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最善の努力を尽くしてまいります。皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますよう申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○吉田議長 副議長就任の挨拶が終わりました。

○吉田議長 日程第六、第一号議案及び報告第一号から第三号まで「平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分件」ほか三件を一括議題といたします。

○吉田議長 議案は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○吉田議長 議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議案に提出いたしました第一号議案並びに第一号報告から第三号報告につきまして御説明

申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、三ページをござらんください。

まず、提出議案三ページ、四ページにございます平成二十七年大阪広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算の概要を御報告申し上げます。

別冊になっております平成二十七年水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をござらんください。最初に、水道事業会計について御説明申し上げます。決算書のページをお開き願います。

水道事業報告書でございます。水道事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億一千八百六十二万一千立方メートルの用水を供給し、経営成績につきましては、単年度で六十二億八千五百六十四万九千九百九十九円、また、市町村に水道用水を安定して供給するため、第三期中期整備事業計画に基づき、諸施設の整備、改良更新事業等を行いました。

工事の概要につきましては、五ページから九ページに記載しておりますので、後ほどござらんください。続きまして、十二ページをお開き願います。

事業収益に関する事項ですが、水道事業収益四百二十一億七千八百八十五万二千九百九十九円、給水収益等の営業収益が三百九十億一千四百二十六万七千九百九十九円と大部分を占めております。

なお、平成二十七年の給水収益につきましては、給水量の増加により、前年度と比べ二億八百三十九万七千九百九十九円の増収となっております。

十六ページをお開き願います。企業債の概況でございますが、平成二十七年は建

設企業債を九十八億円発行する一方で、百四十五億一千八百二十二万四千九百九十九円を償還したことから、年度末の未償還額は一千四百一億八千九百五十八万七千九百九十九円となっております。

十八ページ及び十九ページをお開き願います。水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、水道事業収益は、予算額四百五十一億七千三百六十六万六千九百九十九円、決算額は四百五十三億一千三百七十七万六千九百九十九円となっております。

次に、支出でございますが、水道事業費用は、予算額三百九十六億八千三百一十一万五千九百九十九円、決算額は三百七十五億二千六百五十三万七千九百九十九円となっております。

二十ページ及び二十一ページをお開き願います。資本的収入及び支出のうち、収入でございますが、資本的収入は、予算額百二十二億六千九百七十九万九千九百九十九円、決算額は百二十一億五千九百二十四万九千九百九十九円となっております。

主な内容は、企業債、国庫補助金、工事負担金及び建設受託工事収入などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は、予算額四百十六億百三十九万四千九百九十九円、決算額は三百九十三億四千五百九十六万九千九百九十九円となっております。

主な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金などでございます。

二十二ページをお開き願います。

水道事業損益計算書でございます。

經常利益は、中段よりやや下にございますように、六十二億三千四十二万五千九百九十九円、特別利益及び特別損失を加減いたしました当年度純利益は六十二億八千

五百六十四万七千余円でございます。

これをもちまして、前年度繰越欠損金を補填いたしました後の当年度未処理欠損金は、最下段にございませうように、百三十六億二千六百三十四万八千余円となっております。

以上が水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、工業用水道事業会計について御説明申し上げます。

六十三ページをお開き願います。

工業用水道事業報告書でございます。

工業用水道事業の概況といたしましては、平成二十七年度は、産業基盤整備及び地盤沈下対策として、延べ四百三十七事業所に対し、年間約一億七千二百五十九万立方メートルの工業用水を供給いたしました。

経営成績につきましては、単年度で二十五億二千九十六万四千余円の利益が生じました。

また、事業につきましては、第三期中期整備事業計画に基づき、諸施設の整備、改良更新事業等を行いました。

工事の概要につきましては、六十六ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

六十八ページをお開き願います。

事業収益に関する事項ですが、工業用水道事業収益八十五億五千九百二十五万一千余円につきましては、給水収益等の営業収益が七十七億七百四十三万五千余円と大部分を占めております。

なお、平成二十七年度の給水料金収入につきましては、前年度と比べ百三十八万四千余円の微減となっております。

七十ページをお開き願います。

企業債の概況ですが、平成二十七年度は建設企業債を発行せず、十億二千七百九十一万三千余円を償還し

たことから、年度末の未償還額は百八十二億六千七百五十七万二千余円となっております。

七十二ページ及び七十三ページをお開き願います。

工業用水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、工業用水道事業収益は、予算額九十二億八千四百九十九万一千円に対し、決算額は九十一億七千六百二十万六千余円でございます。

次に、支出でございますが、工業用水道事業費用は、予算額七十二億九千七百十九万二千円に対し、決算額は六十四億九千六百三十七万六千余円でございます。

七十四ページ及び七十五ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入でございますが、資本的収入は、予算額十一億二千九十七万二千円に対し、決算額は十億三千九百五十九万四千余円でございます。

主な内容は、投資有価証券償還金でございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は、予算額四十七億三千六百四万一千余円に対し、決算額は三十一億七千七百二十六万余円となっております。

主な内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金でございます。

次に、七十六ページをお開き願います。

工業用水道事業損益計算書でございます。

経常利益は、中段よりやや下にございますとおり、二十四億二千二百一十一万八千余円で、これに特別利益及び特別損失を加減いたしました当年度純利益は二十五億二千九十六万四千余円でございます。

これに、その他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、最下段にございますように、四十五億六百九十七万余円となっております。

八十ページをお開き願います。

工業用水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

ただいまの当年度未処分利益剰余金四十五億六百九十七万余円のうち、二十五億二千九十六万四千余円を建設改良積立金に積み立て、十九億八千六百万六千余円については、資本金を組み入れることについて、提出議案一ページのとおりに、第一号議案で議決をお願いするものでございます。

以上が工業用水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、第三号報告の平成二十七年年度決算に基づく資金不足比率について御報告申し上げます。

先ほどの提出議案の資料に戻っていただき、五ページをお開き願います。

平成二十七年年度決算に基づく資金不足比率報告でございます。

中ほどの表に横バーでお示しておりますとおり、水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、平成二十七年年度水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算に対する監査委員意見書及び平成二十七年年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は、別冊のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

○吉田議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○吉田議長 この際、日程第六、第一号議案及び報告第一号から第三号まで「平成二十七年年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件」ほか三件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

○吉田議長 これより、日程第六の諸議案に対する質疑及び日程第七の一般質問を行います。

○吉田議長 通告がありますので、指名いたします。

○吉田議長 重光俊則議員を指名いたします。

(重光俊則議員登壇)

○重光議員 議席二十八番、重光でございます。

先ほど、平成二十七年年度の決算についての説明がありました。水道事業報告書の四ページ、工業用水道事業報告書の六十五ページに平成二十八年三月三十一日現在の職員数が記載されております。

職員につきまして、事務職員と技術職員に分けて、年齢構成及び階級構成を説明していただきたい。

また、二十七年年度の給与総額と月額平均給料もあわせて説明をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

吉田理事兼経営管理部長兼総務課長。

(吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長登壇)

○吉田理事兼経営管理部長兼総務課長 重光議員の決算、人員等に関するお尋ねについてお答えを申し上げます。

職員の年齢構成と階級構成について、水道事業会計と工業用水道事業会計の両会計の職員数を合計した上で、事務職員、技術職員に分けて御説明を申し上げます。

まず、事務職員の年齢構成についてでございますが、十歳代から二十歳代が十八名、三十歳代が八名、四十歳代が三十一名、五十歳代が二十一名、六十歳代が三名でございます。

技術職員は、十歳代から二十歳代が五十二名、三十歳代が七十七名、四十歳代が百十名、五十歳代が九十二名、六十歳代が十五名でございます。

事務職員、技術職員を合わせて四百二十七名でございます。事務職員の平均年齢が四十一・五歳、技術職員の平均年齢が四十三・〇歳となっております。

次に、職員の階級の構成についてでございます。事務職員は、理事級が二名、部長・副理事級が一名、課長級が九名、課長補佐級が十七名、主査級が二十一名、一般吏員級が三十一名でございます。

技術吏員は、理事級が一名、部長・副理事級が二名、課長級が十三名、課長補佐級が四十名、主査級が百十一名、一般吏員級が百七十九名でございます。

続きまして、職員の給与についてでございますが、水道事業会計のほうでは、給料の合計が約十四億六千三百万円、手当等の合計が約十二億四千三百万円、合わせて約二十七億六千万円でございます。

工業用水道事業会計では、給料の合計が約三億一千二百万円、手当等の合計が約二億六千二百万円、合わせて約五億七千四百万円でございます。

水道事業会計と工業用水道事業会計を合算いたしますと、給料が約十七億七千五百万円、手当等が約十五億五千万円、合わせて約三十二億八千万円でございます。

最後に、平均給料月額でございますけれども、平成二十八年三月分の給料を支給した人数により計算したもので、約三十二万五千円でございます。

以上でございます。

○吉田議長 重光俊則議員の質問が終わりました。

○吉田議長 次に、弘瀬源悟議員を指名いたします。

弘瀬議員。

(弘瀬源悟議員登壇)

○弘瀬議員 豊中市の弘瀬でございます。危機管理の視点で質問をさせていただきます。豊中市の上水道は、当企業団からの給水が九割近く

を占めているため、その安定供給は極めて重要であり、災害や水質事故などによる給水停止は市民生活に甚大な影響を与えます。この問題意識から、私は、本年十月四日の庭窪浄水場施設見学時に、重油流出などによる淀川での水質事故発生時の浄水場における対応について確認をさせていただきました。このことについて、改めてお尋ねをいたします。

一点目、過去十年間の水質事故による取水制限の実績をお聞かせください。

二点目、水質事故によって、豊中市への給水が停止する可能性の有無をお聞かせください。

一問目、終わります。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

松本技術長兼事業管理部長兼計画課長。

(松本要一技術長兼事業管理部長兼計画課長登壇)

○松本技術長兼事業管理部長兼計画課長 過去十年間の水質事故による取水制限の実績について御説明させていただきます。

当企業団の水源である淀川において、過去十年間に毎年二十件程度、油流出等の水質事故が発生しておりますが、水源水質監視による早期発見や浄水場の取水口での粉末活性炭の注入などの対応により、取水制限に至った実績はございません。

次に、水質事故により、豊中市への給水が停止する可能性の有無についてお答えいたします。

企業団では、平成十年に全ての浄水場におきまして高度浄水施設の運用を開始しており、毒物等の浄水場への流入に対しても高い処理能力を有しています。

また、水質事故に対しましては、危機管理対策要領や水質事故対策手引書等の事故対応マニュアルを整備し、訓練を行うことで、対応に万全を期していること

ろでございませう。

万が一、企業団の給水が制限された場合、豊中市では、猪名川を水源とする柴原浄水場から一定量の給水を継続することが可能と承知しております。

なお、平成二十八年三月三十一日に、厚生労働省から水質異常時の対応に関する新たな考え方が示されました。これは、水道水が、飲用だけでなく、生活用水や産業用水としても使用され、都市機能や公衆衛生の維持にも不可欠でありますことから、可能な限り断水などを避けるための考え方でございます。

具体的には、水質事故等により、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合におきましても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものにつきましては、企業団の判断により、水道利用者に対して、水道水の摂取を控えていただくよう広報しつつ、給水を継続することが可能というものでございます。

企業団といたしましても、今後、必要に応じまして大阪府や市町村水道事業者等と連携し、そのような対応をとっていくこととしております。

以上、申し上げますように、さまざまな対策により、水質事故によって豊中市への給水が停止する可能性をできるだけ小さくしているところでございます。

○吉田議長 弘瀬源悟議員。

(弘瀬源悟議員登壇)

○弘瀬議員 当企業団の水源である淀川で想定を超える水質事故や災害が発生した場合の対策として、自己水源などの水源の複数化が重要と私は考えております。企業団の中期経営計画にも地域自己水の活用が示されていますが、災害時などにおける自己水源の活用はどのように考えているのか、お聞かせください。

二問目、終わります。

○吉田議長 辻敏之経営管理部広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

市町村の自己水源につきましては、複数の市町村水道において整備が進められております非常用連絡管などによる水平連携での活用が現時点では有効であると認識しております。府内の市町村間におきましては、北大阪地域で五十五カ所、東大阪地域で五十三カ所、南河内地域で三十五カ所、泉州地域で二十七カ所において災害用の連絡管を設けられております。

なお、現在、府域一水道を目指し、市町村との統合を進める中で、企業団と統合する際の四十二市町村の共通の条件といたしまして、自己水源につきましては市町村の意見を尊重することとしており、今後、企業団が水道事業を担うこととなった際には、自己水源につきましても、災害時の活用も含め、十分当該市町村と協議しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○吉田議長 弘瀬源悟議員。

(弘瀬源悟議員登壇)

○弘瀬議員 意見、要望を申し上げます。

自己水源については、災害時の給水確保の観点からも重要であり、市町村水道の企業団への統合が進む中においても、リスク分散、更新費用などについて十分に検討し、できるだけ存続できるように協議を進めていただくことを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○吉田議長

弘瀬源悟議員の質問が終わりました。

○吉田議長

次に、福田英彦議員を指名いたします。

福田議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員

議席番号二十番、福田でございます。

通告に従いまして、技術職員の確保と業務委託について質問をいたします。

大阪広域水道企業団において、技術職員の確保は、安全・安心の水を安定的に供給するために非常に重要となっております。

また、来年四月の三団体の企業団への事業統合、新たに七団体との事業統合に向けた協議に関する覚書が締結されるなど、それにふさわしい体制の確立が必要だと考えます。

こういった観点で、まず一点目、技術職員数の推移と認識について伺います。

企業団発足後の技術職員数の推移を見ますと、企業団発足の二〇一一年度(平成二十三年度)末の三百六十六人から二〇一五年度(平成二十七年)末の三百四十六人と二十人の減少となっております。

職種別に見ますと、土木が六人減、建築一人増、設備二十七人減、水質が十二人増となっております。

中期経営計画などにおいて、職員数の考えが一定示されていますが、この考えに沿ったものとなっているのか、また増減の要因について答弁を求めます。

次に、庭窪浄水場ほか運転管理業務の委託についてです。

企業団発足後の業務委託化については、浄水場の運転管理業務の包括委託、総務業務センターを設置し、給与事務などの総務事務等の包括委託の二事業で実施されています。

浄水場の運転管理業務の包括委託については、二〇一三年(平成二十五年)十一月から三島浄水場、本年四月から庭窪浄水場、大庭浄水場において本格実施されています。この庭窪浄水場ほか運転管理業務における業者選定については、昨年五月と十月に総合評価等入札契約制度評価委員会が開催され、その結果が公表

されています。

そこで、一、業者の選定過程について、二、委員会の議論の内容については非公開となっておりますが、なぜ非公開となっているのか、三、今回、応札者が一者で可となっておりますが、その理由について答弁を求めます。

三点目に、委託に対するチェック体制についてです。企業団では、将来構想や中期経営計画において、スリムな組織を掲げ、包括委託など業務委託を推進するとしています。

しかし、委託を進めれば進めるほど、その業務をチェックする技術職員の確保や技術力の向上、体制の確立が必要となります。この点で、どのように進められているのか、答弁を求めます。

四点目に、市町村との水道事業統合と委託推進との関係についてです。

現在、市町村の企業団への統合については、来年度、三団体において実施され、新たに七団体において、事業統合に向けての協議に関する覚書が締結されていますが、市町村において、技術職員の確保等が難しい状況のもとで、企業団への期待の表れと言えらると思いません。

しかしその一方で、スリムな組織を掲げ、業務委託の推進とそれに伴う技術職員の削減が行われています。これで、水道事業統合を進めようとしている市町村の期待に応えることができるかと考えているのか、答弁を求めます。

○吉田議長 これより答弁を求めます。

吉田理事兼経営管理部長兼総務課長。

(吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長登壇)

○吉田理事兼経営管理部長兼総務課長 福田議員の御質

問の一点目でございますけれども、技術職員数の推移等に関しましてお答えを申し上げます。

当企業団では、平成二十四年の三月に策定をいたしましたアクションプラン二〇一二におきまして、全国一スリムな組織づくりを目指し、業務の効率化やアウトソーシングの一層の推進などにより、平成二十四年度からの五年間で、市町村水道事業の受託等に要する人員を除きまして、職員数の一割削減に取り組みこととしたところでございます。

技術職員の推移についてのお尋ねでございますけれども、その計画の中での主な取り組みといたしまして、庭窪浄水場の運転管理業務の民間委託などを行うことによりまして、平成二十八年度当初に当初目標を達成したところでございます。

一方で、この間におきましても、市町村では、実施困難な事業を受託をするため、必要な人員の配置や河内地域の市町村の水質管理を一元的に行います河内水質管理ステーションへの職員の派遣など、市町村水道事業の支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○吉田議長 谷野事業管理部長検査課長。

(谷野聡事業管理部長検査課長登壇)

○谷野事業管理部長検査課長 二点目の庭窪浄水場ほか運転管理業務委託についてお答えします。

当該委託業務については、総合評価一般競争入札で実施しておりますが、その場合に、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令で定めるところにより、あらかじめ学識経験者の意見を聞かなければならないとされており、

本件の実施内容、落札者決定方法などについては、企業団の内部職員で構成している競争入札審査会で審議を行い、その内容を踏まえて、学識経験者で構成し

ている大阪広域水道企業団総合評価等入札契約制度評価委員会に諮り、意見聴取を経て入札を実施いたしました。

落札者決定に当たって、技術点については、競争入札審査会及び大阪広域水道企業団総合評価等入札契約制度評価委員会が審議を行い、価格点をあわせ、総合評価点を算出の上、決定したところでございます。

また、本委員会は、総合評価落札方式における契約制度、評価項目、評価基準などについて意見聴取を行うものであり、公開で行うことにより、今後の入札契約の公平性に支障を来すおそれがあることから、会議の公開に関する指針に基づき非公開としております。

さらに、一者入札を可としている理由であります。企業団が採用している条件付一般競争入札は、発注者側であらかじめ業種や等級、府内に建設業法上の営業所があることなどの条件設定はしていますが、門戸を広げて、十分に競争性を確保の上、実施しております。一者入札を無効にすると、工期の定まった事業において、工期が短くなることや工期そのものを逸することになりかねず、事業進捗に大きく影響を及ぼすこととなります。また、施工可能な業者の少ない案件においては、再度の公告を行っても、結果として一者入札になることが十分に予測されます。

これらの理由から、企業団においては、営業所の所在地を特定の市町村に限定する場合を除き、平成二十五年から一者入札を有効として取り扱うこととしており、本件総合評価一般競争入札についても同様の取り扱いといたしました。

○吉田議長 東野事業管理部長推進課長。

(東野宗文事業管理部長推進課長登壇)

○東野事業管理部長推進課長 続きまして、議員御質問の三点目でございます。委託業務におけるチェック体

制についてお答えをいたします。

企業団では、業務の効率化や組織のスリム化の取り組みといたしまして、水道事業における維持管理及び運用などの業務のうち、定期的な作業など安定供給の支障とならない業務につきまして、可能な限り外部委託を実施しております。

外部委託の実施に当たりましては、土木、設備、水質などの専門の技術職員が委託業務の受注者に対しまして指導、監督を行っており、その業務が適正に履行されていることを確認しております。

将来にわたりますして、民間のノウハウを活用しつつ、企業団が安定して事業を継続していくためには、企業団職員の技術力の確保と維持向上が非常に重要であると考えております。このため、企業団の各種の業務につきまして、統一した指針やマニュアルを作成するとともに、職員に対しまして、さまざまな技術研修や訓練などを行い、人材の育成と技術力の維持向上に努めているところでございます。

○吉田議長 辻経営管理部広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 四点目の市町村との水道事業統合と委託推進との関係につきましてお答えいたします。

企業団としましては、統合後も市町村水道事業を着実に運営していくために、計画的な人材の確保や人事交流などを図りながら、当該市町村の実情に沿った技術職員を適正に配置していきたいと考えております。

○吉田議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 ただいまの答弁に対して、一点だけ、庭窪

浄水場ほか運転管理業務委託の選定について質問したいと思うんですが、先ほど、一者入札を可としていることについて答弁を求めたんですけども、その理由

については一般的な理由であり、今回の入札において適切であったのかどうか、疑問が残ります。

また、技術審査に係る書類提出と入札の時期が異なるという点も、今回の入札において、価格点がゼロ、つまり入札価格が予定価格と同額か限りなく予定価格に近い価格で入札が行われたということを考えると、改善すべき課題があると考えますが、再度、答弁を求めたいと思います。

○吉田議長 谷野事業管理部契約検査課長。

(谷野聡事業管理部契約検査課長登壇)

○谷野事業管理部契約検査課長 お答えいたします。

庭窪浄水場ほか運転管理業務委託に先立って、平成二十五年に発注した三島浄水場ほか運転管理業務委託においては、五者の入札があり、今回の入札におきましても、この業務委託と同様の入札参加条件とし、十分に競争性を確保の上、実施したものであり、適切な入札であったと考えております。

結果として、一者入札で、価格点がゼロとなったことから、次回の発注においては、入札参加者が広がるような工夫が必要と考えております。具体的には、契約期間を現行の三年より延ばすことや契約から業務開始日までの準備期間を長くすることにより、受注者が人員を確保する期間や引き継ぎ期間を余裕を持って確保できるようにすることなど、さらなる競争性の確保について検討を行ってまいります。

なお、技術審査の書類提出時期と入札時期が異なる点については、企業団が技術審査結果の確定前に価格まで知り得る状態になると公正な技術審査を確保できない可能性があるため、妥当であると考えております。

以上でございます。

○吉田議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 意見と要望にとどめますが、入札制度の改善については、先ほどの答弁においても、一者入札を可とする問題も、技術審査に係る書類提出と入札の時期が異なることによる問題についても、十分な改善策が示されなかったということについては指摘をしておきたいと思えますし、また入札制度の改善ですね、これを求めたいと思います。

また、業務委託の推進については、チェック体制の確立を怠ると、気がつけば、業務は事業者任せ、委託料も高いものとなるということになります。委託業務の検証を常に行うとともに、技術職員の確保とチェック体制の確立を今後も進めていくよう要望して、質問を終わります。

○吉田議長 福田英彦議員の質問が終わりました。

○吉田議長 以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

○吉田議長 これをもちまして、日程第六の諸議案に対する質疑及び日程第七の一般質問を終結いたします。

○吉田議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は、後刻御連絡いたします。

(午後一時五十四分休憩)

(午後二時五分再開)

○吉田議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○吉田議長 日程第六の諸議案四件のうち、議決不要の第三号報告を除く三件に対する討論は、通告がありま

せんので、討論なしと認めます。

○吉田議長 これより、日程第六の諸議案につきまして採決に入ります。

○吉田議長 議決不要の第三号報告を除く第一号議案並

びに報告第一号及び第二号「平成二十七年大阪広域
水道企業団工業用水道事業剰余金処分」ほか二件
を一括して採決いたします。

○吉田議長 お諮りいたします。

以上の諸議案三件につきまして、可決、認定するこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田議長 御異議なしと認めます。よって、以上の諸
議案三件は、可決、認定することに決定いたしました。

○吉田議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○吉田議長 これをもって平成二十八年十一月定例会を
閉会いたします。

午後二時六分 閉会

議	長	吉田	稔弘
副	議	長	名手 宏樹
議	員	弘瀬	源悟
議	員	前田	敏